

総務部

令和4年（2022年）2月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 特別職の職員の給与等に関する条例の 一部を改正する条例の骨子	1～2
2 一般職の職員の給与に関する条例および 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例の骨子	3～5

1 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため

(2) 条例改正の内容

ア 期末手当の支給率改定（第3条第2項）

（単位：月）

区 分	現 行	改 定 後
	令和3年度	令和4年度以降
6 月	2. 2 2 5	2. 1 5
12 月	2. 2 2 5	2. 1 5
年 間	4. 4 5	4. 3

イ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置（附則第2項）

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改定後の支給率により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(3) 条例の施行期日

令和4年6月1日

特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の特別職の職員に支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した同項の特別職の職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において同項の特別職の職員が受けるべき給料月額に地域手当の月額を加算した額または議員報酬額の月額およびこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第3条 (略)</p> <p>2 前項の特別職の職員に支給する期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した同項の特別職の職員にあつては、退職し、または死亡した日現在)において同項の特別職の職員が受けるべき給料月額に地域手当の月額を加算した額または議員報酬額の月額およびこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

2 一般職の職員の給与に関する条例および一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

一般職の職員の期末手当の支給率を改定するため

(2) 条例改正の内容

ア 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

期末手当の支給率改定（第22条第2項および第3項）

再任用職員以外の職員 (単位：月)

区 分	現 行	改 定 後
	令和3年度	令和4年度以降
6 月	1. 275 (1. 075)	1. 2 (1. 0)
12 月	1. 275 (1. 075)	1. 2 (1. 0)
年 間	2. 55 (2. 15)	2. 4 (2. 0)

※（ ）内は特定管理職員（行政職給料表7級以上および医師職給料表5級の職員）

再任用職員 (単位：月)

区 分	現 行	改 定 後
	令和3年度	令和4年度以降
6 月	0. 725	0. 675
12 月	0. 725	0. 675
年 間	1. 45	1. 35

- イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）
期末手当の支給率改定（第7条第2項）（単位：月）

区 分	現 行	改 定 後
	令和3年度	令和4年度以降
6 月	1. 6 7 5	1. 6 2 5
12 月	1. 6 7 5	1. 6 2 5
年 間	3. 3 5	3. 2 5

- ウ 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置（附則第2項）

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改定後の支給率により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次に掲げる職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (ア) 再任用職員以外の職員

a 特定管理職員以外の職員 127.5分の15

b 特定管理職員 107.5分の15

- (イ) 再任用職員 72.5分の10

- (3) 条例の施行期日

令和4年6月1日

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第22条の4および附則第16項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(期末手当) 第22条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第22条の4および附則第16項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外等) 第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条および第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>